

- ・資格審査受付システムから変更届を提出する場合：共通の添付書類は、システム上に添付してください。独自の添付書類については、システムから出力される「変更等届出送信完了兼受付票」に添付の上、福山市役所建設政策課(契約担当)に郵送又は持参により提出してください。
- ・紙で変更届を提出する場合：福山市が定める変更届(様式はHPIに掲載)に、共通の添付書類及び独自の添付書類を添付して、福山市役所建設政策課(契約担当)に郵送又は持参により提出してください。
- ・委任状については、システムで変更届を提出した場合でも、紙での提出が必要です。(代表者氏名及び受任者氏名の変更の場合を除く。)様式等については、福山市のHPで確認してください。

○届出が必要な事項及び「変更届」の添付書類

届出事項区分	システムで届出可能な項目	番号	区分	項目	共通の添付書類	独自の添付書類及び注意事項	福山市所定の変更届が必要な項目
共通で届出を必要とする事項	○	1	会社基本情報	本店所在地	登記事項証明書(写し)	・委任状(電子申請の場合も必要) ・支払相手方登録依頼書	
	○	2		商号・名称	登記事項証明書(写し)	・委任状(電子申請の場合も必要) ・支払相手方登録依頼書	
	○	3		代表者氏名	登記事項証明書(写し)	支払相手方登録依頼書	
	○	4		郵便番号	不要	支払相手方登録依頼書	
	○	5		電話番号	不要	支払相手方登録依頼書	
	○	6		FAX番号	不要	支払相手方登録依頼書	
	○	7		Eメールアドレス	不要		
	○	8	登録情報	国の建設コンサル部門登録の追加、削除	登録又は削除通知書(写し)		
	○	9		国の地質調査業者登録の追加、削除	登録又は削除通知書(写し)		
	○	10		国の補償コンサル部門登録の追加、削除	登録又は削除通知書(写し)		
	○	11	営業所情報	所在地	不要	・委任状(電子申請の場合も必要) ・支払相手方登録依頼書	
	○	12		営業所名	不要	・委任状(電子申請の場合も必要) ・支払相手方登録依頼書	
	○	13		受任者氏名	委任状(電子申請の場合は不要)	支払相手方登録依頼書	
	○	14		郵便番号	不要	支払相手方登録依頼書	
	○	15		電話番号	不要	支払相手方登録依頼書	
	○	16		FAX番号	不要	支払相手方登録依頼書	
	○	17		Eメールアドレス	不要		
	○	18		廃止	不要		
	○	19		新規・追加	・営業所一覧表(電子申請の場合は不要) ・委任状(電子申請の場合は不要)	委任状(電子申請の場合も必要)	
必要届出事項とする	福山市への	20	各種情報	実印		・印鑑証明書(原本、実印の場合のみ)	○
		21		使用印鑑		・使用印鑑届(実印以外で、委任状(電子申請の場合も必要)を提出していない場合)	○
共通	○	廃業・取り下げ			不要		

※委任状が必要な場合とは、市外業者で受任先がある場合をいう。

○届出が不要な事項

- 次に掲げるような事項の変更は、原則として届出の必要はありません。
- ① 代表者以外の役員の変更
 - ② 契約締結権限のない営業所等の新設等(ただし、福山市内に新設した場合を除く。)
 - ③ 資本金の変更
- ・その他例示のないものについては、建設政策課(契約担当)までお問い合わせください。

○システム提出以外の書類提出先(※郵送可)

〒720-8501 福山市東桜町3番5号 福山市建設局建設管理部建設政策課契約担当
TEL 084-928-1076